

## 今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第26回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成26年3月24日（月）16：00～18：00
- 場 所：総務省1階 共用会議室4
- 出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、小西委員、小室委員、坂邊委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、青木大臣官房審議官、多田財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 報告書（案）について
- (2) その他

### 【配付資料】

- 資料1-1 地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会報告書
- 資料1-2 地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書
- 資料2 地方公共団体からの主な意見
- 資料3 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（案）
- 資料4 今後の地方公会計における整備促進のスケジュール

○配付資料に関して、事務局より説明

○「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会報告書」、「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」及び「地方公共団体からの主な意見」について、事務局より説明（「資料1」及び「資料2」関係）

○「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（案）」及び「今後の地方公会計における整備促進のスケジュール」について、事務局より説明（「資料3」及び「資料4」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 現行の地方公会計はモデルという言い方をしているが、報告書（案）では、基準としている。モデルより基準のほうが規範性が高いイメージがあり、規範性を高めるという前提のもと、

基準という言い方をすることは悪くはないと考えているが、どういう名称を使用するかを本研究会で議論していないため、基準という言い方をすることに関して委員の合意があるのか確認が必要ではないか。

- ・ 意図したとおりの記述になっていないところがあり、精緻にブラッシュアップしたほうがよいのではないか。例えば、その他の純資産減少原因も費用の定義を満たすように読めるため、区分できるよう定義すべきではないか。また、純資産の定義について、算術的に計算される「資産から負債を控除したもの」と「過去及び現世代が負担したもの」が相違していると、純資産を定義・構成するのかわからなくなってしまうという問題があるのではないか。例えば、固定資産整備のための国からの補助金について、資産が増えるため、最終的には純資産が増加すると考えられるが、本当に過去及び現世代が負担したものは、定義として厳密性を欠いてしまうのではないか。
- ・ 東京都では平成18年度に本格的な制度を導入して、実務を行うとともに、多くの地方公共団体への普及活動を行ってきた。こうした経験を踏まえると、説明責任の充実に向け、財務諸表を使って地方公共団体の状況を議会や住民に対し説明し、理解していただくためには、いかにわかりやすく説明できるものを作るかが大変重要である。また、職員の活用を考えてもわかりやすさが重要である。報告書(案)の基本的な考え方として事務局も示しているとおり、「企業会計の考え方に即した財務諸表の整備」や、「わかりやすい開示による説明責任の履行」といったことを十分に踏まえて、新基準を具体化していくことが極めて重要と考えている。そうした観点から、財務諸表の体系については、行政コスト計算書に税金を含む収入と費用を網羅的に計上して収支差額を示すことが必要である。これは、地方公共団体の行財政運営の状況をわかりやすく示す上での1つのメルクマールであると考えているからである。その上で、行政コスト計算書と純資産変動計算書を分けた4表とすべきである。報告書(案)については、「4表形式」では行政コスト計算書に税金を含む収入と費用が網羅的に計上されておらず、適当ではない。また、純資産変動の内訳を「固定資産等形成分」と「余剰分(不足分)」に区分しているが、企業会計でも例がなくわかりにくいため、本表に載せるべきではなく、附属明細書で示せば十分である。一方、「3表形式」は、一般的に用いられている様式ではなく、理解しづらい。また、純資産変動の内訳の部分については、報告書(案)の「4表形式」で述べた意見と同じである。もう一点、開始時の固定資産の評価基準について、開始後に取得した資産や開始時に取得原価が判明している資産を取得原価としていることを踏まえると、取得原価が不明な固定資産も、できるだけ本来の取得原価に近いみなし原価とすることが望ましい。とりわけ東京都等の大都市圏では、バブル期に地価が高騰したこ

とを踏まえると、取得原価が不明な道路等の土地を1円とすると、実態から大きく乖離する。貸借対照表の役割は資産と負債のバランスを表すことであり、それを踏まえると、実態から乖離したものでは、議会や住民等への説明がつきづらく、地方公共団体間の比較も困難になる。このため、できるだけ取得原価に近い評価とすることが大切であり、地方公共団体の事務負担も踏まえ、東京都内の地方公共団体で研究した「固定資産台帳整備の基本手順」のように合理的、客観的な方法で取得原価の推計が可能な場合には、あわせて選択できるようにしていただきたい。

- ・ 全国標準的な基準の設定は必要であるが、先行して財務書類を作成している団体に対しては、その取組に対して配慮いただくとともに、今後の要領等の策定にあたっては、地方公共団体の実務面や財政面、人員体制等に関する地方公共団体の意見を十分にくみ取っていただきたい。また、財務書類の体系と開始時の固定資産の評価基準については、上記と同様の意見であり、固定資産の評価基準については、合理的・客観的な算定方法であれば、その方式も許容していただきたい。
- ・ 財務書類の体系について、企業会計に合わせて税金を擬似的に収益として差額を出す考え方もあるが、収益の向上を重視する企業活動と資源の配分活動を重視する行政活動は、そもそも目的が相違するのではないか。様々な考え方がある中で、両論併記的な考え方もやむを得ないのではないか。
- ・ 財務書類の体系や固定資産の評価基準については、様々な考え方があるが、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提として、統一的な基準を作成するというルールを決めて進めていくことが必要ではないか。
- ・ 固定資産の評価基準について、東京都方式や基準モデル等で既に取り組んでいる団体の取扱いは、今後要領等で決めていくということであるが、取得原価を算定する方法は様々な方法がある中で、これまでの取組を把握しながら、検討していけばよいのではないか。
- ・ 新基準が対象としている地方公共団体の規模について、必ずしも認識が共有されていないのではないか。新基準は小規模な団体が想定されている中で、複式簿記や固定資産台帳の面からも実務的な負担が軽くなっており、全庁的ではなく財政担当課で完結できる形になっている。都道府県、政令市や中核市といった一定規模以上の団体については、本来は日々仕訳による複式仕訳の導入により、固定資産と財産台帳との照合、事業別コストの把握といったマネジメントの活用を目的にした、本格的な公会計を導入すべきであり、東京都や大阪府等の先進事例を紹介・要請するといったことを示したほうがよいのではないか。また、地方公共団体の意見について、広聴期間が短かったという意見もあるため、今後も広聴は続けてい

ったほうがよいのではないか。

- ・ 各地方公共団体のこれまでの取組を尊重しながら、新基準に基づく財務書類の整備を進めていく後押しが本研究会としてできればよいのではないか。地方公共団体からは、財政措置やソフトウェアの一括配布といった意見があるが、マクロベースで負担軽減を進めていく観点が必要ではないか。また、附属明細書が多すぎるといった意見があるが、現行モデルでも附属明細書の数が多い中、資産債務改革等の観点から必要な情報を盛り込んでいるところである。一方で、台帳整備や複式簿記の導入を推進する観点から、当面は財務書類の本表や注記の作成を優先し、附属明細書の作成は遅らせることも認めるといった段階的な取扱いも考えられるのではないか。なお、基礎的財政収支の本表での表示は、考え方次第ではないか。
- ・ 公共施設等総合管理計画について、固定資産台帳の整備等と一体的に取り組んでいくことが重要ではないか。また、複式簿記の程度については様々な方法が考えられるが、今後の推進の中で事例が蓄積されることにより解消していく可能性があるのではないか。
- ・ 法令等の根拠・義務付けについては、仕組自体がこなれてこないと困難ではないか。また、新基準に関して実証するといった配慮が必要ではないか。
- ・ 耐用年数の設定について、地方公営企業でも実際の耐用年数と法定耐用年数が異なるものもあるため、連結を踏まえると、あわせて検討する必要があるのではないか。また、地方公共団体の自由な設定を許容すると客観性に乏しくなるため、新たな耐用年数表を示したほうがよいのではないか。
- ・ 耐用年数の設定について、アセットマネジメントからの着眼も必要ではないか。また、複式簿記の程度について、日々仕訳としてしまうとついていけない地方公共団体も出ると考えられるため、期末一括仕訳でよいのではないか。
- ・ 耐用年数の設定に関して要領等で整理するにあたっては、地方公共団体特有の施設もあるため、比較可能性にも配慮しつつ、実態を踏まえて設定していく必要があるのではないか。
- ・ 新基準の準備期間は3年を基本としているが、これは台帳整備と期末一括変換を想定したものであり、日々仕訳の場合、システムの導入だけで2年程度の期間が必要となるため、このような場合も合理的な理由に該当すると示したほうがよいのではないか。
- ・ 全体として報告書(案)のとおりでよく、実務等を実施していく中で改善していくことが重要と考えている。なお、実務担当からすると、従来からの相違点が気になるころと考えられるため、その点を要領等で整理したほうがよいのではないか。
- ・ 地方公共団体財政健全化法の指標の作り方と新基準による財務書類との関係について、本研究会での論点ではないが、どの程度、どの書類で健全化法に基づく指標が作れるのかとい

った議論がでてくるのではないか。

- ・ 租税については収益ではなく純資産との位置付けと考えられるが、課税権の考え方については、公会計の特徴的な部分でもあるため、本報告書で示すというものではないが、本表ではなく、どこかで触れたほうがよいのではないか。また、財源仕訳について、数値を一本で入れるということで足りるということであれば、作成するという意味ではそれほど難しさはなくなり、ハードルが下がったのではないか。
- ・ 要領等に持ち越されたものも多くある中で、様々な考え方があるが、文言の精査の範囲の中での修正はしたほうがよいのではないか。

○取得原価の判明・不明については、地方公共団体の実態や意見等を踏まえ、要領等で整理することを確認

○報告書(案)については、座長一任とすることについて確認